

個人情報ファイル簿		
作成年月日（修正した場合にあっては、直近の修正年月日）		令和8年7月15日
個人情報ファイルの名称		高齢運転者等標章管理ファイル
行政機関等の名称		和歌山県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		交通部交通規制課、橋本警察署、かつらぎ警察署、岩出警察署、和歌山東警察署、和歌山西警察署、和歌山北警察署、海南警察署、有田湯浅警察署、御坊警察署、田辺警察署、白浜警察署、新宮警察署
個人情報ファイルの利用目的		高齢運転者等標章の使用車両等に係る不正取得者の排除及び駐車取締現場等からの照会に対応するため
記録項目		高齢運転者等標章にかかる標章番号、交付年月日、申請者（使用者）情報（住所、氏名、生年月日、連絡先、免許番号又は免許情報記録の番号、免許種別）
記録範囲		高齢運転者等標章被交付者
記録情報の収集方法		申請者から提出された申請書及び申請に係る疎明資料（運転免許証の写し、自動車検査証の写し）
要配慮個人情報		☒ 含まれる。 ☐ 含まれない。
記録情報の経常的提供先		警視庁又は道府県警察本部
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地		（名 称） 和歌山県警察本部情報公開コーナー
		（所在地） 和歌山市小松原通一丁目1番地1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別		☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） ☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
		政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル		☐ 該当する。 ☒ 該当しない。
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		—
行政機関等匿名加工情報の概要	行政機関等匿名加工情報の本人の数	—
	行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目	
作成された行政機関等匿名加工情報に		—

関する提案を受ける組織の名称及び所 作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案をすることができる期間	—
備 考	行政機関等匿名加工情報の提案を募集する個人情報ファイルに該当しない理由について、本ファイルはシステム上にある個人情報ファイルであって、当該システムから情報を抽出するには専門的技術を要するものであり、職員が行うことができないものであることから、行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で加工ができないため。